

令和2年度

第14回 鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月22日（金）

14時～14時30分

場 所：東別館3階 災害対策本部室

議 題

- 1 緊急事態宣言の区域等の変更について
- 2 各対策部の取組について

緊急事態宣言の区域の変更等について

1 緊急事態宣言の区域の変更（緊急事態宣言が継続される区域）

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 5 都道県

※ 京都府、大阪府及び兵庫県は 5 月 21 日付けで解除

※ 鹿児島県を含む 39 県は 5 月 14 日付けで解除

2 本市への影響について

- ・ 5 月 21 日に示された国の基本的対処方針では、全般的な方針及び緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等についての変更はない。
- ・ 引き続き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、「(人との接触を 8 割減らす、) 10 ポイント」、「新しい生活様式の実践例」等について住民に周知を行うことや、不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと等が求められている。

3 今後の予定

国においては、残る北海道及び 1 都 3 県について、5 月 25 日にも専門家の意見を聴き、解除の可否を判断するとしている。

各対策部の取組について（令和2年5月22日現在）

【総務対策部】

| |
|---|
| <p>1 国の方針（応急対策等）を受けて実施する（した）取組</p> <p>(1) 実施済のもの</p> <p>○法人市民税、事業所税等の申告・納付期限の延長</p> <p>総務省から、地方税における申告期限等の延長について、国税の取扱いを踏まえ、柔軟に対応するよう通知があったことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限内に申告・納付ができない場合は、申告・納付期限の個別延長を行う（4月21日付通知）</p> |
| <p>2 本市独自に実施する（した）取組</p> <p>(1) 実施済のもの</p> <p>○職員への通知（5月15日）</p> <p>・職員への感染防止対策の一部修正（5月14日の緊急事態宣言一部解除を踏まえ、県内出張を許可）</p> <p>(2) 検討中のもの</p> <p>○情報発信の充実</p> <p>・特別定額給付金や市の事業継続支援金など、市民や事業者に向けた各種の支援と相談窓口を広報広報紙「市民のひろば」6月号の巻頭特集、市内各放送局における企画番組とテレビ・ラジオのスポットCM（6月中各週）、南日本新聞広告（6月1日）、リビングかごしま紙面広告（6月13日号）など</p> |

【企画財政対策部】

| |
|--|
| <p>1 国の方針（応急対策等）を受けて実施する（した）取組</p> <p>(1) 実施済のもの</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る予算措置</p> <p>特別定額給付金など緊急経済対策の補正予算の内容等を踏まえ、本市の補正予算を専決（5月1日）</p> <p>(3) 今後対応を検討・実施するもの</p> <p>○追加経済対策に係る予算措置</p> <p>国の第2次補正予算（案）における追加経済対策の内容等を注視しながら、本市の補正予算編成の検討を進める。</p> |
| <p>2 本市独自に実施する（した）取組</p> <p>(1) 実施済のもの</p> <p>○市所管施設の利用休止に伴う行政財産目的外使用料等の減免措置</p> <p>施設の利用休止により、行政財産の使用等が物理的に困難な場合、当該期間中、使用料等は全額免除する。</p> |

【危機管理対策部】

| |
|--|
| <p>2 本市独自に実施する（した）取組</p> <p>(1) 実施済のもの</p> <p>○市所管施設等の取扱いについて</p> <p>令和2年5月14日付けで示された国の方針等を踏まえ、利用休止していた13施設の利用を5月18日から再開した（これに伴い、全施設利用可能）。</p> |
|--|

【市民対策部】

- 1 国の方針（応急対策等）を受けて実施する（した）取組
 - (1) 実施済のもの
- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）
 - ・国民年金保険料の免除等（5月1日）
- 特別定額給付金
 - ・感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため支給されるもの。
対象者：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
給付額：対象者1人につき10万円
申請期間：（オンライン申請）5月7日～8月31日
（郵送申請）6月1日～8月31日 ※申請書の郵送（5/28～30）
申請件数：オンライン申請 9,084件（5/21 24時現在）
給付件数：6,546件、15億9,500万円（5/18～21）
給付金コールセンターの開設（5/21）：相談件数337件（5/21分）
窓口相談：給付金特設会場（本庁）及び各支所（6/1開始）
窓口受付：本庁及び各支所（6/22～8/31）
※「特別定額給付金を装った詐欺等被害防止」ポスター・チラシの市関連施設等への配置（5月末～）
- 国保資格証明書の取扱い
 - ・新型コロナウイルス感染症患者在医療機関を受診（訪問診療、往診を含む。）する場合、資格証明書を提示することで、被保険者証と同様の窓口負担割合で受診ができる。（5月診療分から適用）
- (3) 今後対応を検討・実施するもの
- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）
 - ・国民健康保険税の減免

【健康福祉対策部】

- 1 国の方針（応急対策等）を受けて実施する（した）取組
 - (1) 実施済のもの
 - 帰国者・接触者外来の設置
 - ・帰国者・接触者外来を3か所増設（5/11、5/18、5/19）し、計17か所（PCRセンター含む。）
※3か所のうち、1か所は小児のための帰国者・接触者外来
 - (3) 今後対応を検討・実施するもの
 - 国からの通知に基づき、本市検査依頼分のPCR検査数をホームページで公表する（5/25～）。
 - 障害福祉サービス事業所等へのマスク配付
市内の障害福祉サービス事業所や児童通所支援事業所等へマスク等を配付する。（5月18日～22日）
- 2 本市独自に実施する（した）取組
 - (1) 実施済のもの
 - 避難所へのマスク・消毒液の準備（86か所）

【こども未来対策部】

- 1 国の方針（応急対策等）を受けて実施する（した）取組
 - (1) 実施済のもの
- 保育所等へのマスクの配布
市がマスク等を一括購入し、配布する。
※保育所等（5/18～）
※母子生活支援施設（5/13～5/18）

【産業対策部】

- 1 国の方針（応急対策等）を受けて実施する（した）取組
 - (1) 実施済のもの
 - 金融相談件数 5,814件、認定件数 3,159件（2/18～5/21）
- 2 本市独自に実施する（した）取組
 - (1) 実施済のもの
 - 事業継続支援金の申請受付開始（5/11）
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、事業継続に困っている中小企業者等に対して支援金を給付する（上限30万円）。
申請件数 388件、相談件数 1,330件（5/11～5/21）
 - 雇用・労務相談窓口の開設
雇用調整助成金や労務管理についての相談に対応するため、社会保険労務士による相談窓口を開設（5/18～6/30）
相談件数 7件（5/18～5/21）

【観光交流対策部】

2 本市独自に実施する(した)取組

(1) 実施済のもの

○観光施設等の営業再開

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉館していた、平川動物公園、かごしま水族館、維新ふるさと館等の観光施設は、5月18日(月)より営業を再開した。

○「かごしま市観光ナビ」によるお取り寄せ情報の発信

- ・鹿児島観光コンベンション協会において、かごしま市観光ナビに特産品のオンライン販売を取り扱う事業者の特集ページを作成し、「維新dancin' 鹿児島市」の継続したフェイスブック広告と連携し誘引を図った。

(2) 検討中のもの

○事態終息後を見据えた対応

- 観光事業者等のヒアリング内容を踏まえた支援などの対策について、国等の動向を注視しながら、市として適切な時期に対応できるよう対策を検討している。

【建設対策部】

2 本市独自に実施する(した)取組

(1) 実施済のもの

○新型コロナウイルス感染症の影響による大学生等への市営住宅等の提供

アルバイト先からの解雇等により住宅の退去を余儀なくされた県内大学等に在学中の学生に一定期間市営住宅等を提供する。

- ・敷金は免除、家賃は入居後3ヶ月間は免除
- ・入居期間は原則として1年以内

【交通対策部】

2 本市独自に実施する(した)取組

(1) 実施済のもの

○運転士の新型コロナウイルス感染を想定した市電・市バスの運行計画の策定

(3) 今後対応を検討・実施するもの

○運転士等の健康管理徹底のため、非接触型体温計による検温の実施

【水道対策部】

2 本市独自に実施する(した)取組

(3) 今後対応を実施するもの

○水道料金の減額

上水道の基本料金を免除

- ・対象者：全ての給水契約者
- ・期間：6/1から9/30使用分までの4か月間

【船舶対策部】

2 本市独自に実施する(した)取組

(1) 実施済のもの

○現在の輸送量等を踏まえ、現行の減便ダイヤを当面継続する。

(3) 今後対応を検討・実施するもの

○船員の健康管理徹底のため、非接触型体温計による検温の実施予定

【教育対策部】

2 本市独自に実施する(した)取組

(3) 今後実施するもの

○5月26日に小・中学校別に校長研修会を実施する。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策への対応を踏まえた児童生徒の教育活動や学校経営の充実」をテーマにしたパネルディスカッション等